

地方独立行政法人大阪市博物館機構
令和3年度 大阪中之島美術館オープンおよび大阪市博物館機構の戦略的な情報発信事業
にかかると業務委託 公募型プロポーザル実施要項

地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下「機構」という。)は、平成31年4月1日、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館と大阪中之島美術館準備室を運営する法人として大阪市により設立され、新たなスタートを切りました。機構では、大阪市が「ミュージアムビジョン」で掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」を実現し、都市大阪の発展や市民力の向上に貢献することを目指しています。

このたび、令和4年2月2日の大阪中之島美術館のオープンおよび大阪市博物館機構の情報発信事業について、次のとおり公募型プロポーザルによって受託事業者を募集します。

1. 業務名称

令和3年度 大阪中之島美術館オープンおよび大阪市博物館機構の戦略的な情報発信事業にかかると業務委託

2. 業務内容

仕様書のとおりです。

3. 発注方式

単体企業もしくは共同事業体とします。

4. 契約上限金額

金 28,380,000 円(税込)

5. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

6. 参加資格

次の要件をすべて満たす者に限り、プロポーザルに参加することができます。

- (1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (2) 国税並びに市町村税の未納がないこと。
- (3) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(6) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(5)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たすこと。

ア 共同事業体の構成員は、代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任をもつことのできる事業者とし、その者が提案書の提出を行うこと。

イ 参加申請以後の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている共同事業体届出書兼委任状(様式3)を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は複数の共同事業体の構成員となることはできない。

7. スケジュール

エントリー、参加申請書類の受付開始	令和3年5月11日(火)
エントリー、参加申請書類の提出期限	令和3年5月21日(金)
参加資格審査決定通知・質問の受付開始	令和3年5月24日(月)
質問の受付期限	令和3年5月28日(金)
質問に対する回答	令和3年6月3日(木) (予定)
企画提案書類の提出期限	令和3年6月18日(金)
一次審査結果の連絡	令和3年6月21日(月)
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和3年6月29日(火)
二次審査結果の連絡	令和3年6月30日(水)
契約締結・事業開始	令和3年7月上旬
事業完了	令和4年3月31日(木)

8. エントリーメールの送信

今回の公募型プロポーザルに応募する者は、以下のメールアドレスに必要事項を入力し、エントリーメールを送信してください。プロポーザルの参加資格審査結果通知、一次審査結果の連絡、二次審査結果の連絡は、エントリーメールの送信元のメールアドレスに返信しますので、パソコンからのメールを受信できるアドレスから送信してください。

(1) エントリーメール送信先 keieikikaku@ocm.osaka

(2) 件名 戦略的情報発信事業 公募型プロポーザル エントリー

(3) 本文 商号又は名称、担当部署名、担当者名、TEL、FAX、メールアドレス

※共同事業体の場合は、事業体名称も入れて下さい。

9. 参加申請書類の提出

(1) 参加申請書類

【ア 単独法人等】

① 公募型プロポーザル参加申請書【単独法人等用】(様式1-1)

② 誓約書(様式2)

- ③事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- ④最新の事業年度の国税及び市町村税の納税証明書 各1通ずつ ※写しも可
(未納の税額がないことを証明する書類。プロポーザル参加申請日において、発行から3か月以内のもので、最新の事業年度までの未納の税額がないもの。特別の事情により未納がある場合は、申立書(様式自由)によりその旨を申し立てて下さい)

【イ 共同事業体】

- ①公募型プロポーザル参加申請書【共同事業体用】(様式1-2)
- ②共同事業体届出書兼委任状(様式3)
- ③誓約書(様式2)
- ④事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- ⑤最新の事業年度の国税及び市町村税の納税証明書 各1通ずつ ※写しも可
(未納の税額がないことを証明する書類。プロポーザル参加申請日において、発行から3か月以内のもので、最新の事業年度までの未納の税額がないもの。特別の事情により未納がある場合は、申立書(様式自由)によりその旨を申し立てて下さい。)

- ⑥共同事業体協定書(写し)
※②～⑤は、構成員となるすべての事業者について提出してください。

(2) 提出期限

令和3年5月21日(金)午後5時(必着)

(3) 送付先

郵送等(書留郵便等配達記録が残るもの)により、「**18. 提出・問い合わせ先**」まで送付してください。封筒の表に「**戦略的情報発信事業 公募型プロポーザル 参加申請書類在中**」と朱書きしてください。持参は不可です。また、提出された書類は一切返却しません。

10. プロポーザル参加資格審査結果通知

参加申請書類によりプロポーザル参加資格を審査します。申請者全員に、令和3年5月24日(月)午後5時までにメールにて審査結果を通知します。

11. プロポーザルについての質問・回答

(1) 受付期間

プロポーザル参加資格審査結果通知後～令和3年5月28日(金)午後5時(必着)

プロポーザル参加資格を認められた者で、質問がある場合は、質問書(様式4)に記入の上、「**18. 提出・問い合わせ先**」までFAXで送付してください。FAX送付後は、必ず電話によるFAX着信確認を行ってください。なお、提出期限以降に届いた質問および郵便・メール・持参・電話・口頭による質問は受け付けません。

(2) 回答

令和3年6月3日(木)に、機構のホームページに掲載します。(予定)

12. 企画提案書類の提出

(1) 提出物

プロポーザル参加資格を認められた者は、本要項及び仕様書に基づき、次のア～オの項目ごとに記載した書類、正本1部と副本10部を提出期限までに提出してください。

ア 公募型プロポーザル企画提案書 ※単独法人等は(様式5-1)、共同事業体は(様式5-2)

イ 提案書 ※公募型プロポーザル企画提案書(様式5-1)(様式5-2)を参照してください。

ウ 人員体制表(様式6)

エ 提案見積書(様式7)

オ 業務実績調書(様式8) ※実績がない場合は不要です。

(2)部数 正本1部(記名・代表者印を押印したもの)と副本 10 部

※副本には記名・押印をせず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク、役職名、個人名等)にはマスキングの処理を行ってください。

(3)期限 令和3年6月 18 日(金) 午後5時〈必着〉

(4)送付先

郵送等(書留郵便等配達記録が残るもの)により、「**18. 提出・問い合わせ先**」まで送付してください。

封筒の表に“「戦略的情報発信事業 公募型プロポーザル 企画提案書類」在中”と朱書きしてください。

持参は不可です。また、提出された書類は一切返却しません。

13. 選定に関する事項

(1)一次審査

ア 提出書類が、本要項及び仕様書に適合しているかの確認を行います。

イ 全ての参加者に令和3年6月 21 日(月) 午後5時までに、メールにて結果を通知します。

ウ 一次審査通過者には、二次審査の詳細をご連絡します。

(2)二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 実施日 令和3年6月 29 日(火)

イ 実施場所 大阪市中央区大手前4-1-32 大阪歴史博物館

ウ 内容 本要項「12. (1)イ 提案書」の口頭での説明、およびその他提出書類についての質疑応答

(3)実施にあたっての注意点

ア プレゼンテーション審査は事前に提出された書類に基づいて行うこととし、当日の追加資料の配布やプロジェクター等の機材の持ち込みはできません。

イ プレゼンテーション審査の時間は、1者につき 15 分(質疑応答を除く)とします。

ウ プレゼンテーション審査の参加人数は責任者本人を含む 3 名以内としてください。

エ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

オ プレゼンテーション審査は、十分な感染症防止対策を講じたうえで実施しますが、国、地方公共団体の自粛要請の状況等によっては、リモートによる審査に変更する可能性があります。その場合は、二次審査参加者にご連絡します。

14. 選定基準・方法

審査については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者等で構成する選定委員会を開催し、提出物及びプレゼンテーションの内容について、以下の評価項目の意見を聴取のうえ、機構が受注予定者を決定します。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は、一切受け付けません。

(1) 評価及び配点基準

評価項目	評価基準	配点
①企画力	本事業の趣旨を明確に把握し、事業の目的・業務内容と合致した企画提案となっているか。	20点
	提案内容に創意工夫やアイデアがみられるか。	15点
②実現性	提案内容には客観的で合理的な根拠にもとづいた効果的なPR手法が提案されているか。	30点
	事業実施スケジュールは妥当であるか。コロナ禍の現状をふまえたものとなっているか。	15点
③執行体制	事業を実施するのに必要かつ十分な人員配置・管理体制となっているか。	10点
	官公庁・民間企業等において、効果的にメディアを活用した広告やプロモーションの実績があり、本業務にそれを生かすことができるか。	5点
④見積りと妥当性	仕様書に基づいて必要な経費を計上し、適切な見積金額を提示しているか。	5点

(2) 選定基準

- ア 審査の結果、最も評価の高かった提案者を受注予定者とします。
- イ 合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合は、「②実現性」点の高い者を受注予定者とします。
- ウ 「②実現性」点が同点である場合には、「①企画力」点が高い者を受注予定者とします。
- エ 「①企画力」点が同点である場合には、企画提案書類の提出物「(4) 提案見積書」の見積金額が、より安価である提案者を受注予定者とします。
- オ プロポーザル参加事業者が1者のみの場合においては、審査の結果、60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合に、当該者を受注予定者とします。

15. 結果通知

すべての二次審査参加者に対し、令和3年6月30日(水)に結果を通知するとともに、機構のホームページに掲載します。

16. 契約手続き

(1) 契約の締結

選定された受注予定者は、機構と契約内容の協議を行い、委託契約を締結してください。

(2) 失格要件

次の各号に掲げる事由に該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出された提案書が次のいずれかに該当する場合

- ①応募資格のない者が提案した提案書
- ②この要項に定める提出方法、期限に適合しない提案書
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書
- ④虚偽の内容が記載されている提案書
- ⑤他者の著作権を侵害する提案書
- ⑥直接間接を問わず、施設への連絡や取材等を基にした提案書

⑦契約上限金額を超えた提案見積書

- イ 本業務契約締結前に大阪市において指名停止となった場合
- ウ 参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合
- エ 選定委員に対して、直接間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(3)次順位者の繰上げ

受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル審査において評価点合計が次順位以下となった者のうち、評価点合計が上位であった者から順に当該業務契約の交渉を行います。

(4)委託料の支払

業務完了時に提出された「業務報告書」の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととします。

(5)契約条項

「業務委託契約書」(別紙3)参照

(6)再委託について

再委託については以下の通りとします。

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

17. その他

- (1)提案、契約手続きにかかる費用については、プロポーザルに参加する事業者の負担とします。
- (2)提出された書類は、審査の用途以外に、事業者が無断で使用しません。ただし、受注予定者となり契約を締結する場合は、その提案書を業務実施の基となる資料として使用します。
- (3)提出された資料は返却しません。
- (4)期限後の書類の提出、差し替え等は認めません。
- (5)本プロポーザルは、受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、提案内容通り実施するものではありません。
- (6)参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とします。

18. 提出・問い合わせ先

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-32

地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局経営企画課

電話：06-6940-0569 FAX：06-6940-4471